

宇都宮市自転車のまち推進協議会 設置要領

(設置)

第1条 「宇都宮市自転車のまち推進計画」（以下「推進計画」という。）に位置付けた施策事業を効果的に実施するとともに、市民、事業者、行政が連携、協力して、自転車のまちづくりを推進するため、「宇都宮市自転車のまち推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画に位置付けた施策事業の実施に關し必要な事項
- (2) 自転車のまちづくりの推進に關して必要な事項
- (3) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政機関の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度から2年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 審議内容は公開を基本とし、一般者の傍聴を認めるとともに、会議録を作成し、ホームページ等にて公開する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、宇都宮市総合政策部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に關し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成24年2月6日から施行する。